

議会だより

第4回定例議会

平成十九年第四回西粟倉村議会定例会が十二月十七日に開会されました。

今議会では、条例制定1件、条例の改正6件、平成十九年度各会計の補正予算8件が審議され、いずれも原案どおり可決承認されました。

村長所信表明

まず常備消防の広域化については、総務省の指針で人口30万規模を日本に十九年度中に推進計画を作り五年以内に実現するとなつており、岡山県でも市町村の調整、意見の集約がなされています。今西粟倉は美作市に年間約3300万円で委託していますが、人口密度の低い地域ではメリットを感じられません。もし分権での自由度があれば議論の余地があります。

次に、岡山県後期高齢者医療広域連合がスタートし、四月からの保険料が決定しました。平均月額は6、703円になります。

西粟倉村は年間の一人あたり医療費の過去3年間平均が約60万円で、岡山県下27市町村の平均約80万円より2割以上低いことから、特例の別枠保険料約2,800円（年額約34,000円）で6年間かけて同一料金に統一されます。保険料がかなり低額な原因是、高齢者の年帶が都市部に比べて多いことが理由です。これから課題は医療格差といわれているように、医療の質・量共に県北がはるかに薄いなかでの保険料の一本化の課題と年5~6%伸びる医療費に対応する行政支出と国保会計からの支援金、さらには総予算の10%の個人の保険料の増額に耐え得る健康対策です。また逆に、村の国保会計から300人以上が抜けることから、極端に小さな規模になります。色々な要因で大きく影響を受ける心配があります。

次に、姫鳥道の状況ですが、対応が遅れていた影石地区への説明会を行ったが、現在個人個人の境界測量が終わつたところです。全線開通を平成二十五年前後を目指に整備を急いでいます。

格差社会、地域間格差。交付税の増額のような新聞記事が目立ちますが、国の財務体質からすると長期で安定的に増額される要因はないと考

えます。したがつて二十年度予算編成に向けても集中改革プランの継続と内部経済循環の確保、子育て支援、公社の新たな方向付け等の議論を賜りたいと考えます。

一般質問



草刈勇一議員



國里吉文議員

処理は年間約2千万円で美作市に委託しています。津山市・鏡野町・美粟倉村7市町村でゴミ処分場を広域で計画しており、場所は津山市領家に決定しました。只今、建設工事、分担金、運営、搬入方法等の検討を重ねています。生ゴミ処理機の助成効果や普及状況を整理し、更なる分別と減量化に挑戦して、限りなく自己完結型の可能性を模索していく考えです。

①ゴミ処理について

ゴミ処理については、早急に村全体で取り組むべき時が来ていると考えます。村長・職員は検討していると思うが、村の考え方、今後の対応は如何か。

①災害に対する危機管理について
一人暮らしの方の安全確保はどうなつてあるのか。毛布などの備えはあるのか。

②野鳥苑について

野鳥苑は閉鎖されたままの状態ですが、再開するとした場合の問題点は何か。今後の野鳥苑のあり方につ

生活の中でゴミは毎日生じる長期的な課題です。現在西粟倉村のゴミ

いて村長の考えは如何か。

村長答弁

①「小さいからできる顔の見える危機管理」「地域で支え合う体制づくり」が本村のあり方と考えます。体の不自由な人の避難について、保健福祉のケアプランの中で各家庭の状況が些細に把握できており、両隣が支え合う仕組みが大切です。毛布等の確保については宿泊施設の物を活用する体制を整えたいと考えています。

②野鳥苑を24時間365日営業をすると2~3千万円の管理費がかかります。今後は行政の直接管理は難しく、可能性としては民間委託と考

えます。



岸本武志議員

①ゴミ分別収集の啓蒙について
今村の分別収集について、村民

の一部に周知不足がある。収集物がどのようにリサイクルされるのか、広報等により毎月一つ二つのお知らせをすべきだと思うが如何か。

産業建設課長答弁

現在、本村では18種類のゴミに分別しています。特に資源ゴミの分別が難しく、せっかく分別して出したにも関わらず、ビン、カン、プラスチック等について、きれいに洗われていなければ、可燃ゴミとして扱われたり、回収されないことがあります。ゴミの分別について引き続き会合とか広報などで、資源ゴミがどのようにリサイクルされるのかも含めて、お知らせしていくかと考えています。

可決した議案

条例の制定

◇西粟倉村福祉事務所設置条例

(平成二十年四月から西粟倉村に福祉事務所を設置し、従来岡山県が行つた生活保護等の事務を村が行う)

う

条例の一部改正

◇特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例

条例

予算額

一五五、八四五千円

可決した議案

◇一般会計（第4号）
補正額 六〇、八七八千円
予算総額 一、五九二、六三八千円
(補正の主なものは、人事院勧告に伴う人件費の増、集落間の防犯灯設置、障害者自立支援対策事業、公社指定管理施設委託費、村道大茅線改良に係る補償費、あわくら会館修繕費、託児所運営費等)

国保事業会計（第4号）

補正額 七、八一五千円
予算総額 一三九、七〇六千円
(療養給付費・高額療養費の増額等)

国保診療所会計（第3号）

補正額 三八二千円
(血液検査等の委託料他)

老人保健事業会計（第2号）

予算総額 八五、七〇七千円

(血液検査等の委託料他)

介護保険事業会計（第1号）

予算額 一〇、四八八千円

(居宅介護サービス給付費の増額等)

期末手当の支給割合の改正

西粟倉村職員の給与に関する条例

人事院勧告に伴う給料表等の改正

職員の勤務時間、休暇等に関する条例

職員の育児休業等に関する条例

一般職の任期付職員の採用に関する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例

職員の育児休業等に関する条例

（医療費の増額、前年度繰越金の増額等）

介護保険事業会計（第1号）

予算額 一〇、四八八千円

介護サービス給付費の増額等）

予算額 一七四、九五三千円

介護サービス会計（第1号）

予算額 七四〇千円

簡易水道事業会計（第3号）

予算額 一一、六三七千円

臨時職員賃金他）

予算額 七四〇千円

簡易水道事業会計（第3号）

予算額 一一、三九七千円

臨時職員賃金他）

予算額 七四〇千円

簡易水道事業会計（第3号）

（医療費の増額、前年度繰越金の増額等）

